

平成30年第21回教育委員会定例会
(11月15日開会)

台東区教育委員会

日 時 平成30年11月15日(木)午後1時07分から午後3時13分

場 所 教育委員会室

出席者

教 育 長	矢下 薫
教育長職務代理者	高森 大乘
委 員	垣内恵美子
委 員	末廣 照純
委 員	樋口 清秀

説明のために出席した事務局職員

事務局次長	田中 充
庶務課長 兼事務局副参事	小澤 隆
学務課長	山田 安宏
児童保育課長	佐々木洋人
放課後対策担当課長	福田 兼一
教育改革担当課長 兼教育支援館長	倉島 敬和
生涯学習課長	吉本 由紀
スポーツ振興課長	櫻井 洋二
中央図書館長	宇野 妥

日 程

日程第1 議案審議

第36号議案 平成30年度東京都台東区一般会計補正予算(第4回)における教育関係経費計上予定案の意見聴取について

第37号議案 東京都台東区立保育所の指定管理者の指定についての意見聴取について

第38号議案 東京都台東区こどもクラブ条例の一部を改正する条例の意見聴取について

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 庶務課

ア 谷中小学校空調設備の更新工事について

(2) 学務課

- イ 平成30年度台東区健康づくり努力児童表彰について
- ウ 東京都台東区立ことぶきこども園及び東京都台東区立寿子ども家庭支援センターの指定管理者候補者の選定結果について
- エ 東京都台東区立たいとうこども園の指定管理者候補者の選定結果について
- オ 区立中学校選択制度の最終選択状況について
- (3) 児童保育課
 - カ 区有地を活用した緊急保育室の整備について
 - キ ベビーシッター利用支援について
- (4) 中央図書館
 - ク 「台東区立図書館取組方針」中間のまとめについて
- 2 報告事項
 - (1) 庶務課
 - ア 平成30年第3回区議会定例会決算特別委員会における総括質問について
 - (2) 学務課
 - イ 通学路における点検の実施結果について
 - ウ 台東区自然の村施設の譲渡後の区民利用について
 - (3) 放課後対策担当
 - エ こどもクラブ等の経路における点検の実施結果について
- 3
 - ・ 平成30年12月の行事予定について
 - ・ 平成30年度修了式・卒業式等の日程について
- 4 その他
 - ・ 区民文教委員会における教育委員会に関する審議等概要について
 - ・ 平成30年第3回区議会定例会決算特別委員会における審議事項等について
 - ・ 子育て支援特別委員会における教育委員会に関する審議等概要について

午後1時07分 開会

矢下教育長 ただいまから、平成30年第21回台東区教育委員会定例会を開会いたします。本日の会議録署名委員は、末廣委員にお願いいたします。

ここで、傍聴について申し上げます。

本日の傍聴を希望する方については、許可することとしておりますので、ご了承ください。

それではまず、審議順序の変更について、お伺いします。

議案審議の第36号議案、教育長報告の協議事項、庶務課のア、児童保育課のカ及びキについては、平成30年度補正予算に関する議案等になっております。また、議案審議の第37号議案、教育長報告の協議事項、学務課のウ及びエについては、保育所の指定管理者の指定に関する議案等になっております。そのため、これらの審議順序を変更して、それぞれ教育長報告の協議事項について協議を行った後に議案の審議を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 庶務課 ア

矢下教育長 それでは、これより平成30年度補正予算に関する議案の審議等を行います。はじめに教育長報告の協議事項を議題といたします。事務局各課ごとに説明をお願いします。

はじめに、庶務課のアについて、庶務課長、説明をお願いします。

庶務課長 それでは、庶務課、協議事項のアでございます。谷中小学校空調設備の更新工事について、ご説明させていただきます。資料1をご覧ください。

まず、目的でございますが、谷中小学校の空調設備でございますが、平成3年の改築時の整備から25年以上が経過し、経年劣化に伴う機能低下が著しい状況でございます。今まで応急的な対応をしてまいりましたが、本年夏には全館、空冷運転がほぼ不稼働というような状況になりました。今後の児童の教育環境に支障を来すため、今回、更新の工事を行うものでございます。

項番2、工事の概要でございますが、谷中小学校の空調設備は地下1階機械室には3台の吸収式冷温水発生機で冷水・温水をつくり、それによって冷風・温風を発生させ、全館の各教室などに循環させる方式をとっているものでございます。今回の工事では、この冷温水をつくる3台の冷温水発生機を更新し、及び循環ポンプ、一部の内機の更新を行うものでございます。

項番3、補正予算額の案といたしまして、谷中小学校の空調設備更新工事ということで、

1,990万円、あわせて、平成31年の債務負担行為限度額として3,009万4,000円を補正予算として予定しております。

項番4、今後の予定でございます。12月13日、区民文教委員会で報告し、その後、補正予算をいただければ、平成31年1月末から工事を着工し、5月末に工事を完了、6月から空調使用を開始する予定でございます。

谷中小学校空調設備の更新工事については以上でございます。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。
よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 それでは、庶務課のアについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(3) 児童保育課 カキ

矢下教育長 次に、児童保育課のカ及びキについて、児童保育課長、説明をお願いします。

児童保育課長 それでは、児童保育課カ、区有地を活用した緊急保育室の整備について、ご説明をいたします。資料6をご覧ください。

区では、保育所等の整備を進めて行くところでございますが、保育に対するニーズは増加傾向でございます。そこで項番1、目的にあるとおり、区有地を活用し、区設の期間限定の緊急保育室を整備し、待機児童の解消に資するものでございます。

項番2、開設場所でございます。恐れ入ります、資料裏面の地図をご覧ください。場所は北上野二丁目24番の旧上野忍岡高校跡地でございます。この土地で、現在更地となっている西側部分2階建ての園舎を整備いたします。

恐れ入ります、資料の表面にお戻りください。項番3、開設期間は平成32年4月から5年間でございます。

項番4、初年度の定員については、保育ニーズの分布を踏まえ、1歳児と2歳児の計50名と設定いたします。翌年度以降、持ち上がり等を考慮し、順次定員を拡大してまいります。

項番5、開設期間終了後の対応でございます。今後、平成37年4月1日開設の認可保育所を誘致し、その時点での在園児の受け入れを行いたいと考えております。なお、在園児数の入所調整も並行で実施する予定でございます。

項番6、運営形態、保育内容等については、資料記載のとおりでございます。この内容につきましては、今年度の4月に開設した御徒町保育室と同様でございます。

恐れ入ります、資料の裏面をご覧ください。今後のスケジュールでございます。本件については、12月に開催される区議会子育て支援特別委員会で報告予定でございます。以降

周辺地域への説明を進めるとともに、建物工事について契約手続を進めてまいります。運営事業者につきましては、31年度に公募型プロポーザル方式により選定し、平成32年4月に開設する予定でございます。

説明は以上でございます。ご協議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

続きまして、児童保育課キ、ベビーシッター利用支援について説明をいたします。資料は7をご覧ください。

項番1、事業の目的です。待機児童となっている児童が保育所等に入所できるまでの間、東京都の認定を受けたベビーシッターを利用する場合に、その利用料の一部を東京都と区で助成するものでございます。

項番2、事業内容です。(1)利用対象者はゼロ歳から2歳の待機児童の保護者、または、ゼロ歳児クラスに入所申込をせず、1年間の育休から復帰する保護者でございます。(2)利用時間につきましては記載のとおりです。(3)ベビーシッターの事業者については、東京都が定めた認定基準に基づき、東京都が事業者を選定するものでございます。(4)利用の流れについては、図のとおりでございますが、区は、利用者が本事業に該当しているかどうかを確認します。その後、利用者がベビーシッターと契約をいたします。契約後、区に助成券の申請をすることによって、利用者の手元に助成券が送られてまいります。利用者は助成後の自己負担額をベビーシッターに支払うこととなります。なお、区の負担額につきましては、次年度に東京都からの請求に基づき、東京都に支払うこととなります。

恐れ入ります、資料の裏面をご覧ください。項番3、利用者等負担額です。利用者の負担額は1時間当たり250円となります。公費の負担額でございますが、東京都と区は事業者が設定した額、これは上限1時間当たり2,160円となっておりますが、そこから250円を差し引いた額について、資料記載の負担割合で負担することとなります。

項番4、補正予算でございます。本件につきましては、区議会第4回定例会に債務負担行為を計上いたします。項番5、今後のスケジュールです。本件については12月に開催される区議会子育て支援特別委員会に報告いたします。その後、東京都、ベビーシッター協会、区の三者協定を締結し、締結後区民への事業の周知を開始いたします。なお、現段階で東京都は本事業を31年度末までとしておりますが、待機児童の状況などにより、事業の継続を判断すると聞いております。本区における事業の継続も東京都の動向を踏まえて決定したいと考えております。

説明は以上でございます。ご協議の上ご決定いただきますようお願いいたします。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、まずは児童保育課の力について、何かご質問はございませんか。緊急保育室です。

高森委員 これは一、二歳児限定の保育室になるのでしょうか。

児童保育課長 開設初年度はそのとおりでございます。翌年度からは持ち上りを想定して、クラス編制は変更をする予定でございます。

高森委員 この横線が引いてあるのは、初年度だからということなんですね。

児童保育課長 おっしゃるとおりでございます。

矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 次に、児童保育課のキについて、何かご質問はございませんか。ベビーシッターについてですが。

高森委員 これは台東区ではじめての取り組みでしょうか。

児童保育課長 はい。新規の事業となります。

高森委員 需要としては見込まれますか。

児童保育課長 他区でもベビーシッターの補助というのはやっておりますところはございます。また、今回のこの事業につきまして、東京都が始めるということで、同じタイミングで導入を検討している他区もあるとは聞いております。

利用の見込みですが、現在保育所を申請して待機状態になっている方で、なおかつベビーシッターを利用されている方が、4名いらっしゃいます。制度の周知を今後開始していく中で、その方はこの制度に結果としては乗り換えることになろうかなと。そういう可能性は見込んでおります。

高森委員 わかりました。安心しました。

矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 それでは児童保育課の力及びキについては協議どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

日程第1 議案審議

第36号議案

矢下教育長 それでは第36号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

庶務課長 それでは、第36号議案、平成30年度東京都台東区一般会計補正予算(第4回)における教育関係経費計上予定案の意見聴取についてご説明をさせていただきます。

本案は来る第4回区議会定例会へ付議する議案の作成に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、意見を求められているため、提出したものでございます。

次のページが内訳書でございます。今回の補正は歳出のみで、総額1,990万円の増額でございます。

1枚おめくりいただきまして、歳出の内訳をご説明させていただきます。詳細につきましては、ただいま所管課長よりご報告させていただきましたが、まず、小学校費では、小

学校施設保全で谷中小学校吸引式冷温水発生費取り換え工事に要する経費、1,990万円を計上しております。あわせて、平成31年度分として、債務負担行為額を3,009万4,000円設定しております。次に児童保育費では、ベビーシッター利用支援に要する経費を、平成31年度分を債務負担行為、(仮称)北上野保育室開設準備に要する経費を平成31年度から36年度まで、債務負担行為額5億0,600万円を設定しております。

それでは、議案の裏面にお戻りください。教育委員会の意見案として、本委員会としては原案に異存ありませんといたしました。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。
よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 これより採決いたします。

第36号議案については原案のとおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

以上で平成30年度補正予算に関する議案の審議等については終了いたします。

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(2) 学務課 ウエ

矢下教育長 続いて、保育所の指定管理者の指定に関する議案の審議等を行います。
はじめに教育長報告の協議事項を議題といたします。

学務課のウ及びエについて、学務課長、説明をお願いします。

学務課長 それでははじめに、東京都台東区立ことぶきこども園及び東京都台東区立寿子ども家庭支援センターの指定管理者候補者の選定結果についてご説明をいたします。資料は3をご覧ください。

はじめに、項番1対象施設でございます。名称は東京都台東区立ことぶきこども園と東京都台東区立寿子ども家庭支援センター、所在地及び事業内容は資料に記載のとおりでございます。

続きまして項番の2、指定管理者候補者でございます。名称は特定非営利活動法人、子育て台東。所在地及び代表者等は記載の通りでございます。

次に項番の3、指定期間でございます。こちらは平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間でございます。

項番の4、選定の経過の概要でございます。まず(1)の選定経過でございます。7月9日

募集要項の公表をいたしまして、8月末日までの期間で事業者を募集いたしました。その後、9月5日第1回、9月28日に第2回、10月26日に第3回の選定委員会を開催いたしました。

お手数ですが、資料の裏面、2ページをご覧ください。(2)の応募状況でございます。今回の案件につきまして、応募件数は1件、1団体でございました。

項番の5、選定手続きでございます。まず(1)の選定方法でございますが、指定管理者制度運営指針に基づいて、公募による選定とし、寿子ども家庭支援センターにつきましては、複合施設等の一括指定といたしました。(2)の審査手順でございますが、指定管理者選定委員会において書類審査、面接審査等を行い、指定管理者候補者を決定いたしました。

項番6、選定委員会の構成員は、資料に記載の学識経験者等5名でございます。

項番7、選考基準は資料の2ページから4ページのところに記載させていただいておりますとおり、団体の実績・安定性など7つの基本項目と、それぞれの細目で構成されており、これを基準に審査を行ってまいりました。

資料4ページをご覧ください。項番の8、審査結果でございます。まず(1)の得点でございます。書類審査は合計434点、面接審査が191点、合わせた合計得点は825点満点中、625点、得点率は75.8%でございました。今回の公募では応募者が1者であったため、指定管理者選定基準にのっとり、得点率が70%を超えた段階が合格ということで指定管理者候補者とするものでございます。

資料5ページをご覧ください。(2)の指定管理者候補者の主な提案内容でございます。職員の能力向上を図り、質の高い教育・保育の提供と充実に取り組むことなど、提案がなされました。(3)の選定委員会における主な意見でございますが、法人のプレゼンテーションの内容から一人一人の子供を愛することを大切にする保育の姿勢や、家庭や地域と連携して子供の健やかな成長を育んでいこうとする園の基本方針が見て取れ、台東区の幼児教育・保育、子育て支援の発展に対する熱意と意欲が感じられると言ったご意見をいただきました。

最後に項番9、今後のスケジュールでございます。政策会議におきまして、指定管理者候補者を決定し、12月の第4回区議会定例会に向け、指定管理者の指定の議決を受け、来年4月から指定管理業務を開始いたします。

本件につきましてのご説明は以上でございます。

続きまして、東京都台東区立たいとうこども園の指定管理者候補者の選定結果についてご説明いたします。資料4をご覧ください。

はじめに項番1、対象施設でございます。名称は東京都台東区立たいとうこども園。所在地及び事業内容は記載のとおりでございます。

続きまして、項番2の指定管理者候補者でございます。名称は社会福祉法人東京児童協会。所在地及び代表者等は記載のとおりでございます。

項番3、指定期間につきましては平成31年4月1日から36年3月31日までの5年間でござい

ます。

項番4、選定の経過の概要でございます。8月21日に指定管理者指定申請書の受理をいたしました。その後、9月7日に第1回、10月3日に第2回の審査会を開催し、決定してまいりました。

項番5、選定手続きでございます。まず(1)の選定方法につきましては、台東区指定管理者制度運用指針の3の(3)に規定する、継続の場合の特例を適用し、現行の指定管理者を公募によらず再選定することといたしました。(2)の公募によらない選定の理由でございますが、資料に2ページにわたりました、 から のとおり記載をさせていただいております。

お手数ですが資料の2ページをご覧ください。(3)の審査手順でございますが、指定管理者再選定審査会におきまして書類審査等を行い、指定管理者候補者の決定をしてまいりました。

項番6、審査会の構成員につきましては、学識経験者等4名でございます。

項番7、審査基準でございます。こちら資料の2ページから3ページに記載させていただいておりますが、区の求める管理水準の確保と、基本項目にそれぞれ細目をつけて構成をしており、これを基準に選定を行っております。

資料の4ページをご覧ください。項番8の審査結果でございます。まず(1)の得点でございますが、書類審査の合計得点は320点満点中245点、得点率は76.6%となりました。得点率が指定管理者選定基準に定められている合格基準の70%を超えたため、指定管理者候補者とするものでございます。(2)の指定管理者候補者の主な提案内容につきましては、子供一人ひとりの育ちを大切にした保育環境の整備と幼児教育共通カリキュラムを活用し、子供の主体性を育むための教育・保育を実施することなどが提案されました。(3)の審査会における主な意見でございますが、長時間保育児と短時間保育児との生活や保育の連続性の違いに配慮し、工夫を凝らした教育・保育が実践されているなどのご意見をいただいたところでございます。

最後に項番9、今後のスケジュールでございます。本件につきましても政策会議において指定管理者候補者を決定し、12月の第4回区議会定例会において指定管理者の指定の議決を受け、来年4月からの業務開始を予定しております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、まずは学務課のウについて、何かご質問はございませんか。

樋口委員 ウとエで、審査の内容が少し異なるんですが、これは何か理由があるんですか。

学務課長 ことぶきこども園及び寿子ども家庭支援センターにつきましては、今回公募による選定ということで、一度これまでの状況がリセットと言いますか、仕切り直しをして選定をするというところがございました。たいとうこども園のほうは、5年の指定管理

期間が満了するに伴って、再選定でもう1期やることに対してどうかというところで、その判定の仕方が若干違うために変わっているところでございます。

樋口委員 わかりました。

矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 次に学務課の工について何かご質問はありませんか。よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 それでは、学務課のウ及び工については、協議どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

日程第1 議案審議

第37号議案

矢下教育長 それでは、第37号議案を議題といたします。

学務課長、説明をお願いします。

学務課長 それでは、第37号議案東京都台東区立保育所の指定管理者の指定についての意見聴取についてご説明いたします。本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき意見を求められておりますため、提出するものでございます。

議案を1枚おめくりいただきまして、2枚目をご覧ください。

東京都台東区立保育所の指定管理者を、議案にあります表のとおり指定をいたします。このことにつきまして、教育委員会の意見として、原案に異存ありませんといたしました。

本案につきましてよろしくご審議の上、原案のとおりご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 これより採決いたします。

第37号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

以上で保育所の指定管理者の指定に関する議案の審議等については終了いたしました。

日程第1 議案審議

第38号議案

矢下教育長 次に、第38号議案を議題といたします。

放課後対策担当課長、説明をお願いします。

放課後対策担当課長 それでは、第38号議案、東京都台東区こどもクラブ条例の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明いたします。本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき提出いたします。

本条例は、こどもクラブ2カ所の新設に伴い、条例を一部改正するものでございます。恐れ入ります、新旧対照表をご覧ください。

別表に2つのこどもクラブを追加いたします。一つめは名称蔵前こどもクラブ、実施場所は蔵前四丁目19番6号で、改築後の蔵前小学校内1階部分でございます。2つ目は、名称根岸こどもクラブ、実施場所は根岸三丁目9番2号で、根岸小学校南部の農園として使用しております学校敷地部分でございます。

付則でございます。本条例中別表に蔵前こどもクラブの項を加える改正規定は平成31年2月1日より、根岸こどもクラブの項を加える改正規定は同年4月1日より施行いたします。

それでは議案の裏面にお戻りください。教育委員会の意見案として、本委員会としては原案に異存ありませんといたしました。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 これより採決いたします。

第38号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、第38号議案については原案どおり決定いたしました。

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(2) 学務課 イオ

矢下教育長 それでは、日程第2、教育長報告の協議事項を議題といたします。

事務局各課ごとに説明をお願いします。

はじめに、学務課のイ及びオについて、学務課長、報告をお願いします。

学務課長 それでははじめに平成30年度台東区健康づくり努力児童表彰についてご説明いたします。台東区健康づくり努力児童表彰につきましては、要綱に基づき実施をしているところでございます。

項番の1、表彰の趣旨でございます。健康づくりに努力した児童を表彰し、健康増進意欲を高めるとともに、自らの健康づくりに努める児童の育成を図ることを目的に実施をしております。

項番2の表彰基準でございます。まず対象者は小学校6年生、推薦基準は心身の健康づくりに絶えず努力をしている児童でございます。具体的には、バランスのよい食事をとること、歯磨きの習慣、体力づくり、また、学校につきましては、4月から10月までほとんど休まず登校しているといった児童でございます。推薦人員につきましては、各校2名ずつ、19校で、合計38名でございます。資料の裏面に、これらの基準により各小学校長から推薦をされました児童38名を掲載させていただいております。

表面に戻っていただきまして、項番3、表彰式でございます。本年12月10日月曜日午後3時から、区役所10階1003会議室での開催を予定しております。

ご説明は以上でございます。よろしくご協議の上、本案のとおりご決定を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、区立中学校選択制度の最終選択状況についてご説明をいたします。資料5をご覧ください。

まず項番の1、最終選択状況でございます。資料の表は10月末の中間選択状況の公表後、選択校の変更期間を経た後の最終選択の数値でございます。学校別に左から、入学可能者数、選択者数、括弧内は各校の通学区域からの選択者数で、うち数になります。また、選択者数のうち、私立中学校等の受験予定の人数とその割合、今後の転出・転入や私立中学校等への進学等を勘案した入学者の予測数、そして、最後に参考として、昨年度の選択者数を順にお示ししております。

表の中のアンダーラインが引かれているものにつきましては、選択者数が入学可能者数を上回っているところでございます。表にありますとおり、御徒町台東中、それから柏葉中、上野中の3校が入学可能者数を上回る選択状況となっております。また、前年の選択状況と比較をいたしますと、全体で114人の増という状況でございますが、単純比較で前年度より選択者が増加した学校は、柏葉中、上野中、浅草中、桜橋中、駒形中の5校。逆に減少した学校は、御徒町台東中、忍岡中の2校でございます。最も増加をいたしましたのは上野中学校で、90人の増、最も減少したのは忍岡中学校80人の減でございます。

次に項番2の対応案でございます。まず、(1)の抽選についてでございます。選択者数が入学可能者数を超える3校における抽選の実施について、ご協議をいただきたいと存じます。学務課で予測をいたしました数値では、3校全てで入学可能者数を下回ることが見込まれますので、抽選を行わず全員を選択した学校の入学予定者といたしたいと考えております。次に(2)の区内転入者の選択についてでございますが、来年4月の入学前に転入した場合でございますが、転入先の住所地に基づく指定校か、受け入れが可能な学校から選択できることといたします。なお、4月以降につきましては、住所地の通学区域校が指定されることとなります。

続きまして、(3)の区域外就学の取り扱いについてでございます。それぞれ資料裏面でございます。近年の区域外就学の状況から、各校の最終的な入学者数について、区域外就学の生徒も含めて考えても入学可能者数を下回ると予測をされるため、全7校につきまして、入学可能者数に達しないと見込まれる範囲内で、先着順に区域外就学を受け付けしてまいります。

最後に項番3の今後の日程でございます。11月26日から現在区域外就学により台東区立の小学校に通っている方についての区域外就学の受け付けをいたします。その後、12月5日から新たに区域外就学を希望する方の受付を開始いたします。そして、年が明けた1月上旬に就学通知を発送してまいる予定でございます。

ご説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご決定賜りたくお願い申し上げます。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、まずは学務課のイの健康づくり努力児童表彰について、何かご質問はございませんか。よろしいですか。

(なし)

矢下教育長 次に学務課のオについて何かご質問はございませんか。

樋口委員 今回の提案で了承したいと思うんですけど、非常に上野中が選択者数が増えたということは、学校の改築の影響もあるかなと思うんですが、上野中と忍岡中と足し算をやると、去年から今年に比べて、ちょうど110人くらいしか増えている状況ではないので、大体おさまるかなと思うんですが、仮に上野中が例えば150人とか155人くらいになった場合には、一応まだ教室に余裕はあるんでしょうか。

学務課長 施設的な面では問題ないという状況でございます。

樋口委員 わかりました。

高森委員 例年、この入学者予測数を、この米印に基づいて算出されるのですけれども、この数字から見ると、今回は随分と差があるようにも感じるのですがどうでしょうか。

学務課長 私どものほうでこれまで選択制度を実施してきている中で、いろいろな児童・生徒さんの動きや選択者数などを含めて考えていった場合に、概ねこのあたりの数でおさまってくるだろうというふうに考えています。実際、例年かなり近い数で新年度を迎えているということを伺っておりますので、大丈夫かと思えます。

高森委員 そういうふうになっているわけですね。もう一点聞きます。裏面の今後の日程のところ、要するに区域外就学の受付についての部分ですが、昨年度小学校に在籍で卒業見込みの者が121人在籍しているということですが、前年度は、この段階では何人くらいだったのでしょうか。

学務課長 100人くらいです。

高森委員 100人くらいですか。少し増えましたかね。区域外就学で、台東区内の中学校に進学を希望している児童で、入れなかったということは今まではないのでしょうか。

学務課長 ございません。

矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 それでは、学務課のイ及びオについては協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(4) 中央図書館 ク

矢下教育長 次に、中央図書館のクについて、中央図書館長、説明をお願いします。

中央図書館長 それでは、「台東区立図書館取組方針」中間のまとめにつきまして、資料8に沿って説明させていただきます。

まず項番1の策定の目的でございます。近年、情報メディアの発達など、図書館を取り巻く状況が変化しておりまして、図書館の役割もあわせて変化しております。そのため、平成28年に台東区立図書館の基本的な考え方を策定いたしまして、今後の図書館をお示したところでございます。この取組方針では、基本的考え方に各館の方向性や具体的取り組み内容を加えまして、後ほどご説明いたします基本的考え方で定めた、目指す図書館像及び、基本方針をさらに推進するものでございます。

続きまして、項番2番でございます。経緯につきましては、基本的考え方策定以降の経緯を記載してございまして、検討委員会等で検討してまいりました。なお、最下段に記載しております、意見交換会につきましては、本年4月、本委員会で、調査結果報告の際にも触れさせていただいておりますが、今後の継続的に図書館の運営についてご意見いただくものでございまして、学識経験者、公募委員などによる会議体を今年度9月に設置したものでございます。今回28年度に策定した基本的考え方をご覧いただき、今後の図書館についてご意見をお聞きしてございます。

続きまして、項番3、「台東区立図書館取組方針」の中間まとめ(案)につきましては、お手元の概要版で説明させていただきます。別紙1のほうをご覧いただければと存じます。

目的につきましては、先ほどご説明しましたとおり、目指す図書館像と基本方針をさらに推進するものでございます。

続きまして、台東区立図書館の現状でございますが、現在の各課の役割と利用状況を記載してございます。ご覧のとおり、利用状況につきましては、全館の合計数を記載しておりますが、入館者数、貸出点数が減少となっております。

続きまして、調査結果についてでございます。こちらは先ほど申し上げましたが、本年4月の本委員会でご報告したものでございまして、結果の一部を記載してございます。

恐れ入ります。ページをおめくりいただき、2ページのほうをご覧ください。課題でございます。基本的考え方でお示した課題をもとに整理したものでございまして、図書館が情報収集の場であることや、子供の読書活動において、学校等との連携が必要なことなど、大きく4点を記載してございます。

続きまして、その下の目指す図書館像とさらにその下の基本方針でございますが、こち

らは基本的考え方で定めたものをそのまま記載してございます。目指す図書館像につきましては、身近な情報拠点として、暮らしに寄与することとして、区民に役立つ図書館ということで、こちらの蔵書管理や提供など、図書館本来の機能に当たる部分といったものになっております。そのほかに、生涯を通じて学ぼうとする区民に必要な情報を提供することとして、生涯学習を支える図書館。以上の2項目を記載してございます。

続いて基本方針につきましても、目指す図書館像の実現に向けて、「知りたい・学びたい」に応える、子供の成長を支える、歴史・文化を伝える、絆が生まれる、4項目を記載してございます。

続きまして、その下の、今後の各館の方向性でございます。1ページに記載しております、現在の各館の役割に加えまして、今後取組の方向性を記載してございます。中央図書館におきましては、調査結果でニーズの高かった資料のさらなる充実や、レファレンスの向上、また、情報発信の強化などに取り組んでまいります。分館・分室におきましては一般的資料のほか、ちょっとした調べものができる、基礎的な参考資料の充実。また、子供向けの事業や歴史・文化を伝える取り組みなども実施してまいります。最後にまちかど図書館におきましては、同様にニーズに合わせた資料収集や併設しております施設などの特色を生かした利用を図ってまいります。

恐れ入りますが、3ページのほうをご覧くださいと存じます。こちらには具体的な取組を示してございます。先ほどご説明いたしました、4つの基本方針ごとに、主なものを記載してございます。なお、表の中で取り組み項目の欄に新規と記載しているものにつきましては、取り組む項目自体が新たなものという意味で記載しておりまして、新規がっていない項目においても、その右側の実際に行っていただく取組内容には新しい取り組みが含まれてございます。

まず、「知りたい・学びたい」に応えるについてでございます。先ほど、各館の方向性で触れました資料の充実やレファレンスの充実などの他に、例えば、健康・医療など、区民の関心の高いテーマに関する本を集めたテーマコーナーの設置や、在住の外国人の方に対する多文化共生コーナーのほか、情報発信の強化などを記載してございます。

その下の、続きまして、子供の成長を支えるにつきましては、おはなし会などのこれまでの事業に加えまして、この度、図書担当教諭の方々のご意見を参考にしまして、パスファインダーの充実や、また新たに教職員や学校図書ボランティアの方への調べ学習に対する支援にも取り組んで参ります。

続きまして、その下の歴史・文化を伝えるでございます。これまで収集してまいりました資料のさらなる活用のほかに、新たに小中学生がよく利用するグリーンコーナーなどで歴史や文化に関する本を集めたコーナーを設置いたします。

最後に、その下の絆が生まれるでございますが、ワークショップなどのイベントとして、大人版の図書館体験事業、これまでは中学生等を対象に体験事業をやっていたんですが、大人版の体験事業の実施や読み聞かせボランティア団体への連絡会を実施いたします。こ

ちらは、例年図書館で行っております、子供に対する読み聞かせ講習会を受けた方がボランティア団体をつくっていらっしゃいますので、その方々を集めておのこの活動方法などを情報交換のほかに、子供の読書活動に関するご意見なども伺ってまいりたいと考えております。

恐れ入ります。4ページ目をご覧いただきたいと存じます。今後の進め方でございます。まず、先ほどご説明しました具体的な取組につきましては今後行政計画のほか、生涯学習プランや学びのアクションプランなどに記載し、進捗を管理してまいります。

続きまして、運営体制でございます。図書館の運営方法は、「直営」「一部業務委託」「指定管理者制度」の3種類ございまして、台東区では、カウンター受付、書架の整理業務などを委託する、一部業務委託を採用しております。指定管理者制度につきましては、本編に記載しておりますが23区のうち15区が指定管理者制度を導入していきまして、うち3区が全館に指定管理を導入していきまして、12区が中央となる図書館以外でのみ導入していきまして、中心となる図書館で実施しない、その12区の図書館におきましては蔵書管理や行政との連携を理由として、中心となる館以外でのみ、うちで言う中央図書館以外でのみ指定管理を取り入れるところも多く見られます。台東区におきましては、適切な貸し出しや選書管理、蔵書の管理や池波正太郎記念文庫や郷土資料調査室での貴重資料を着実に収集・保管・管理をして行くために、中央図書館は引き続き現在の一部業務委託により、実施してまいります。なお、分館・分室につきましては、いろいろな状況・ニーズを踏まえ、今後も適切な運営方法を検討してまいります。

最後に図書館の整備でございます。ICTの発達やライフスタイルが変化していきまして、図書館に求められる機能は今後も変化していきと考えられます。台東区におきましては、人口や利用などの動向の変化に対応できるよう、必要な機能や規模を検証しながら整備手法などを検討してまいります。

中間のまとめ案については以上です。恐れ入りますがもとの資料8にお戻りいただけますでしょうか。項番4、今後のスケジュールでございます。12月に区議会でご報告したのち、パブリックコメントや意見交換会での意見聴取を経まして、最終案につきまして、本教育委員会ご報告いたしました後に区議会へもご報告する予定でございます。なお、最終案策定後、3月以降順次、広報、ホームページ、各館での閲覧など、区民の皆さんにも公表してまいります。

大変長くなりましたが、以上で報告を終了させていただきます。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

樋口委員 今、例えば、中学生、高校生の公立図書館における居場所がほとんどなくて、一般の区立の図書館で、中学生、特に高校生が勉強する場がほとんど排除されていて、特に本区の場合、こういう環境があるので、できたら、図書館及び生涯センターの然るべきところに、中学生・高校生の日曜日における勉強の空間をぜひ確保していただければと思います。これは図書館の改革よりも、もっと話が広がるかもしれませんが、高校生が勉

強しているという姿はほとんどないんですね。すると彼らはどこでやっているんだろうと思うくらい、この区内で、公共スペースで勉強をやっている姿がなくて。中学生・高校生あたりのところ、大学生を含めて、このあたりが今、ほとんど本を読まないところになっているので、これをどう喚起していくか、今後工夫していただければありがたいと思います。

中央図書館長 台東区におきましては、根岸と石浜と浅草橋には学習室がございまして、私が行ったときには、多いか少ないかは別として、高校生っぽい方も結構いますので、一応独立した部屋はございます。また、生涯学習センターにも、本館のほうに確か学習スペースがあり、そちらもよく高校生なんかは勉強していますので、図書館内にはございませんが、幾つかはご用意しているということでございます。

中高生については、確かにおっしゃるとおり、一番本から離れていく時期なので、今後考えてまいりたいと考えております。

末廣委員 図書館の利用状況ですね。特に概要版の1ページにも出ていますが、入館者数、それから貸出点数がいずれも年度を追うごとに減っているという。この現実はどういうふうに考えますか。

中央図書館長 やはり何らかの働きかけは必要だと考えているんですけど、今回も2点は対策として考えておまして、まずは知らない方がいらっしゃるというのは、アンケートにも出ていましたので、情報発信を強化してまいりたいということで、例えば今までの広報とかホームページに加えまして、情報誌を発行したりとか、ツイッターを使った情報発信とかですね。それから2点目としては、やはりここにも書いておりますが、きっかけづくりとしてイベントを開催して、そのついでに図書館に来て、本も見えていただくような形を考えてございます。

末廣委員 それを考えているということですね。そのために今、いろいろなイベントとかをお考えですけれども、基本的にはやっぱり静かに読書できるエリアをそれぞれ、施設の問題はあると思いますが、工夫してもっと増やすとかですね。割と高齢の方が結構いらっしゃるんですね。どこでも。若い人があまり見えないという。だから、若い人が勉強できるような雰囲気をもうちよっとどうにかつくれないかなと日ごろ思うんですけど、それはなかなか難しいですかね。

高森委員 図書館業務のいろいろなサービスを拝見しましたけれども、台東区の図書館でやはり特徴的なのは、以前もお話したように郷土資料がかなり豊富にあるということではないかと思うのです。中間まとめの7ページのレファレンスの受付件数のところに、丸括弧で郷土・資料調査室と書いてありますが、これは、郷土資料に対してのレファレンスではなくて、レファレンスをたまたまここでやっているから、書いてあるだけでいいのですよね。郷土資料に関する問い合わせに対応した件数ではないですよね。

中央図書館長 こちらに記載しているものは基本的にはおっしゃるとおり、郷土資料室のカウンターで受け付けたものということになりますが、ただ、レファレンスにもいろいろ

るなレベル感がありまして、例えば本がどこにありますかという軽微なものから、ある程度難しいものについては2階で受けているということで、その件数をこちらに記載してございます。

高森委員 レファレンスに対する利用が増えているということが、この数字からは読み取れるかなと思うのです。でも、その郷土資料に関する関心というのが区民の方がどれだけあるのかわからないですが、今回のこのアンケートは、基本的に区民対象のものだと思うのですが、例えば、区外から図書館に会場した方々、そういった方々はどのくらいいるかというのは把握されていますか。

中央図書館長 例えば、イベントですと区内区外の内訳が大体わかるんですが、都内だと、もともと図書館のカードを作るのに、区内の方と、あと23区在住在勤の方かどちらかになりますので、その数はわかります。閲覧となると詳細はわかりませんが、傾向としては、7割から8割くらいは区内の方がいるような感覚でございます。

高森委員 郷土資料は別に台東区民だけではなくて、ほかの地区の方々も興味があれば当然調べに来るでしょうから、そのあたりは把握しておいたほうがいいかなと思います。

中間のまとめの概要版を見ていただくと、この3ページ目に、「知りたい・学びたい」に応える、子供の成長を支える、歴史・文化を伝える、絆が生まれるという、この4つの大まかな項目に分かれている中の、歴史・文化を伝えるのところ、郷土資料室の利用の促進というのがあるのですが、これはぜひ力を入れていただきたいと思います。工夫としては、確かにここに書いてあるとおりのことは当然やるべきことだと思いますが、恐らくこれだけでは利用満足度には繋がらないかなという気がします。情報を発信していても、いろいろな案内を出したり、周知をするという方法だけでは、利用の促進にはつながらないだろうと。やはりこういった資料が眠っていて、そこでこういったことを興味を持って調べている人達がここにアクセスできるかということの、その辺のシステムづくりの構築が急がれるかなと思います。

例えばインターネット上で、こんなことが知りたいという時に検索をすると、台東区のこの図書館にこういった資料があるということがわかるような、より細かなデータベース化された情報があるといいかなと思うのですけれども、そういうことは将来的に考えていらっしゃるでしょうか。

中央図書館長 今、浮世絵とか絵はがき、あと、古い写真とかですね。その辺はインターネットの中で検索システムで見られるようになっております。画像もアップしております。そこからはご覧になれるんですけども、ちょっとシステムの使いにくい部分がありまして、今後、システムの交換のときに見直していきたいと思っております。

また、現在、区のほうでも、江戸たいとうに取り組んでいますけど、その中で、まず庁舎の関係者については、こういったものが資料があるということでこの前通知を出したところで、このまま学校のほうでもお使いになれるように、例えば学校のほうにこういう資料がありますよという紹介とか、PRをしていきたいと考えておりますのと、あとは対外

的なものについては、出版や報道機関のほうにも、改めてホームページにこういうのが載っていますとか、こういう資料がありますよということは周知していきたいと考えております。

高森委員 絵画や彫刻といった、画像で検索するのではなくて、テキストの検索機能があるといいですね。このキーワードで探したいときに、台東区にはこういった古文書があるということが引っかければ利用も増えていくかなと。実は私、今調べていることがあって、いろいろなキーワードで検索すると、国立国会図書館などの情報が出てくるのですが、なかなか台東区はヒットしないんですね。そこで個別に台東区の図書館の方と相談して、調査していただくのですが、そういったことが広く台東区だけでなく、他区の人達からも検索できるようなシステムが構築されると便利かなという気もするのです。今後に期待いたします。

もう一つ、今言った3ページ目の「歴史・文化を伝える」と「絆が生まれる」のこの2つの部分のコラボレーションをした企画を考えていただいたらどうかなと思うのです。例えば「絆が生まれる」のワークショップやイベントの実施というところで、実際には、これを中間まとめを見ると23ページの下から2段目ですけれども、池波正太郎記念文庫の利用のところで、この取組内容として作品ゆかりの地を歩く、文学散歩などの実施。これは多分目玉ではないかと思うのですが、利用状況がどれくらいか私も知りたいですけれども、こういった取り組みを「絆が生まれる」のほうとのコラボレーションでやったらどうでしょうか。ワークショップでものづくりだとか、そういったイベントだけではなくて、図書を片手に郷土を散策するような、そういったイベントというのも、この「絆が生まれる」と「歴史・文化を伝える」の合同事業のような形で実施してみたらいかがかなと思うのですけれども、そういったことを将来的に考えていいのではないのでしょうか。

中央図書館長 今、文学散歩のお話が出ましたけど、20名の方々が一緒に歩いて、図書館の指導員がご説明しながら歩くので、20名くらいが限界になってしまいますが、今、それを2回やっています。あとは先ほどのワークショップ以外のイベントということですが、例示としてワークショップを上げておりますが、例えば池波作品を使った朗読会をやるとか、そういったことも念頭には置いておまして、今後またその辺は考えてまいりたいと思っております。

高森委員 地域散策は台東区はかなり活発に行われているので、中央図書館のこの事業とうまくコラボレーションすると、より活性化するかなと思ったところです。

中央図書館長 これまでも区内の池波正太郎氏の本に出てくるポイントをつないで池波作品の散策をやっておりますので、台東区内はあらかじめやってきておりますが、またリポートしてやってもいいのではないかと、考えています。

高森委員 池波正太郎さんはやりつくされていますけど、正太郎さんだけではなく、郷土資料の宝もたくさん眠っていますので、それをうまく活用していただきたいなという希望でございます。

矢下教育長 垣内先生は何かありますか、そのあたりで。

垣内委員 では2点ほど。台東区の公立図書館、一生懸命頑張っているというのは非常によくわかるのですが、今後のことを考えたときに、図書館の職員さんが全てを、ツアーも含めて、全てをやる必要は全くなくて、いろいろ民間のツアーもあるでしょうし、NPOなんかも。目黒なんかまさにNPOが立ち上がって、ボランティアの方々がいろいろなところをご案内されていますけれども、そういうところとか、下町資料館みたいな、ミュージアムというかギャラリーもありますので、そういうところと連携をすることによって、図書館でなければできないことと、ほかのところがやっていただけることと、仕分けをする必要があるのかなというのをちょっと感じました。

それから、もう1点はやっぱり、今のボリュームゾーンは、高齢の方で、紙媒体で情報を取る方が多いとは思いますが、これからはやっぱりバーチャルの世界で情報のやりとりが圧倒的に多くなるのではと思うんですね。その中で、ちょっとその図書館の本とか雑誌等の資料なんですけど、紙以外の有料のデータベースでアクセスできるものもかなりたくさんあるかと思うんですけど、そういったものを少し充実するというのも、少し考えていったほうがいいのか。例えば40代の方々と、そういう文字検索の資料なんかも読みたい方はいらっしゃるんじゃないかなという感じがします。紙媒体だと非常に場所が必要で、台東区、土地が少ないのでなかなか、本という形でコレクションを持っていると、限界が当然来るので、そのデータベースへのアクセスという資料も入れてもいいのかなというふうにちょっと思いました。

これからの図書館の在り方の中でも、専門書とか実用書とか、そういったものへのニーズも意外にあるということなので、今後は海外の方もいらっしゃるでしょうし、そうすると例えば多言語のいろいろなデータにアクセスすると。そういう本を、何とか語の本を買うというのはなかなか難しいと思うのですが、そういうネットサービスをうまく活用していくと、いろいろな方のいろいろなニーズに提供できるのかなというふうに思いました。

図書館全体として、今、人口減ということと高齢化社会ということがあって、入場者数が右肩上がりになってきたんですけど、ちょっと今下がっていていますよね、全体で。今後もちょうとずつ、そうやって下がってくるのではないかとと思われるところを、どうやって図書館の役割を、これまでのものだけじゃない役割を探していくのかということも重要なポイントかなというふうに思いましたので、別に今すぐではないのですが、引き続きご検討いただければと思います。

うちの学校は新しい学校なものですから、蔵書が非常に少なくです。基本的にデータベースに力を入れていて、例えばアメリカのkongressのライブラリーとかに入れるような契約をしていたりとか、いろいろなやり方があります。別にアメリカの議会図書館の資料を読みたい方がどれだけいるかわからないのですが、そうではなくても、例えば国の図書館と連携するとかですね。いろいろなことも、いろいろなサービスもあっていい

いかなというふうに思いました。日本の方で本を紙媒体で、本を図書館で借りて読む人だけでは、多分ターゲットはなくなるだろうと思うので、そこも少しずつ考え始めたほうがいいのかなというのが、このこれからの図書館の在り方のところのデータを見ながら思ったところですよ。ちなみに、目黒区の図書館、中央図書館も、中高生で満杯です。

高森委員 もう1点いいでしょうか。中間まとめ(案)の7ページの各種サービスの実績の表に戻りますけれども、新規の事業で、レファレンス協同データベースの公開というのがありますが、これは後ろの参考資料の注釈を見ると、こういった内容で、今、共同データベースの活用に着手したかということがわかるのですが、公開件数の21件というのは、どんな内容が入っていますでしょうか。できれば具体的に教えてください。

中央図書館長 具体的なのはちょっとわかりませんが、浅草の、例えば昔こういう店があったんだけど、ここは何を調べたらいいとか、よくある質問みたいなイメージに近いのかと。

高森委員 いいと思います。

中央図書館長 そういったイメージで今後掲載をふやしていくといったことを考えています。

高森委員 なるほど。わかりました。

末廣委員 この冊子になっているほうの10ページですけれども、今、図書館のサービスの話がいろいろと出ていますけれども、現実に、現状のサービスの認知度と利用意向ですね。実際、これだけのことを今、サービスしているわけなんですけど、その認知度が非常に低いという。それで、そんなのができるんだとわかると、利用したいという数字が非常に高いということですから、やはりこういうことを今やっています、こういうことができますということをもっとやっぱりPRしたほうがいいのではないかと思いますね。せっかくやっているのですから。

高森委員 今の事柄に関連して、PRの仕方で、SNSを活用したPRというのでもできるかなと。個人情報を管理するのはなかなか難しい部分もあるかもしれませんが、例えば、この利用者はこういった系統の本をよく利用していると。そうすると、その人の連絡先、SNSの登録がしてあれば、例えばこういった資料がありますよという広告的な情報として発信できるようなシステムがあると、また利用も増えるかなと思いますけど、難しいでしょうね、なかなか。

中央図書館長 例えば多く借りられているという意味で、大勢の方に借りられていますみたいな形はできるかもしれないので、また考えていきます。

高森委員 そうですね。今週のベストとかね。

矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 それでは中央図書館のクについては協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(1) 庶務課 ア

矢下教育長 次に、報告事項を議題といたします。

はじめに、庶務課のアについて、庶務課長、報告をお願いします。

庶務課長 それでは、平成30年第3回区議会定例会決算特別委員会における総括質問についてご報告させていただきます。資料9をご覧ください。

平成30年10月19日に、区長及び教育長に対して総括質問が行われ、教育長には4名の委員から質問をいただきました。主なものをご紹介します。

恐れ入りますが、資料の4ページをお開きください。まず鈴木純委員からは、障害者スポーツについてのご質問でございます。本区における障害者スポーツを体験したことのある区民は、区民全体の1%にとどまっており、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を控え、さらなる普及啓発や事業の拡大が必要であると考えているが、これからの障害者スポーツの振興について、伺うという質問でございます。

教育長答弁といたしましては、教育委員会では平成28年度に「台東区スポーツ振興基本計画」を策定し、障害者スポーツの推進を基本目標の一つに掲げ、昨年度は、たなかスポーツプラザにおいて「障スポチャレンジ」を開始し、また、初級障がい者スポーツ指導員養成講習会を開催するなど、新たな取組を始めたところでございます。今年度はシッティングバレーボールの全国大会を本区に誘致し、障害者スポーツの魅力を身近に観戦できる機会を設けるとともに、大会の運営を台東区体育協会やスポーツボランティア、台東区立中学校などと連携して区民が参加する場を創出し、今後も引き続き、積極的に障害者スポーツの推進に努めるというふうに答弁をさせていただきました。

続きまして、小坂義久委員からは、課外活動の環境整備における部活動支援と活動指導員の受け入れについて、3点ご質問がございました。でございます。リバーサイドスポーツセンター陸上競技場を活用し、人気スポーツであるサッカーやフットサルを中学合同で行う部活動の創設に向けて働きかけるべきと考えるが、どうか。といたしまして、陸上競技場は、一般開放に限り、5月から8月にかけて午後7時まで開場時間を延長している。このことに関して、利用に関する周知を図るとともに、土日祝日についても貸し切りの利用枠を設けるべきと考えるが、どうか。といたしまして、中学校における部活動指導が、教員の長時間勤務の一因であると指摘されている中で、文部科学省が負担軽減を図る方針の一つとして示した部活動指導員を活用し、教員の負担軽減を図るべきと考えるという3点でございました。

教育長答弁といたしまして、まず、1点目でございます。中学合同によるサッカー部やフットサル部の創設については、複数校合同の新たな部活動を創設することについては、

担当する顧問を調整したり、学校間で連絡調整したりする必要があることや生徒の分散による部活動の縮小が予想されるため、学校経営に影響を与える場合も考えられるので、今後の研究とさせていただきますと。2点目の陸上競技場の開場時間延長につきましては、夏期には午後5時までとなっている開場時間を午後7時まで延長しており、陸上競技場を個人や中学校の部活動等で利用していただいている中で、夏期における午後5時以降の貸し切り枠の設定につきましても検討するとともに、時間延長の周知につきましてはさらなる周知の徹底に努めてまいるといふ答弁をさせていただきます。最後に部活動指導員の活用についてでございますが、既に本区におきましては、部活動の外部指導員の配置事業を実施しております。顧問は活動場所を離れて業務を行うことができ、教員の業務の軽減に大いに貢献しているところでございますが、部活動指導員につきましては、適切な人材の確保などの課題があるため、今後、地区の採用・実施状況等の情報収集をしながら、本区における実施に向けての検討を進めて行くということで答弁をさせていただきました。

次が3人目の委員でございます。伊藤萬太郎委員からは、2点のご質問をいただきました。まず1点目でございます。子供の環境教育についてということで、現在の地球環境の深刻さを子供たちに知らせる必要があると感じる中で、他の自治体に先駆けて、区の教育委員会が地球環境について、特別教科として取り組むべきと考えるかどうかというご質問でございました。

教育長答弁といたしましては、学校教育におきまして、環境教育を発達段階に応じて位置づけて実施しているところである。小学校では社会科で清掃工場の見学等により環境保全の仕組みを学び、理科では動植物の生活と自然環境との関係を観察や実験を通して学んでいる。また、中学校社会科では、地球環境の保全を取り上げ、その重要性を学ぶとともに、理科では、自然環境保全と科学技術の利用について学習し、科学技術の適切な利用が自然環境と社会との調和に資することについて議論するなど、さまざまな取組をしておりますが、環境教育を教科として位置づけることにつきましては、現状では難しく、教育委員会といたしましては、環境教育を重要課題の一つと認識し、教科等の学習を通して、さまざまな場面に触れさせることにより、環境教育の充実をさらに図ってまいるといふ答弁をさせていただきました。

続きまして、伊藤萬太郎委員の2点目でございます。6ページをご覧ください。人生100年時代の対策についてということで、台東区社会教育関係団体の活性化についてのご質問でございました。社会教育関係団体登録制度があり、文化スポーツ活動が行われている中で、その活動をより広げ、高齢者のほとんどの団体が活動に参加するようにすべきではないか。そこで、社会教育関係団体の活性化を実施すべきということでのご質問でございました。

教育委員会では、社会教育関係団体として登録している団体については、活動場所の紹介や、活動の発表の場の提供を行うとともに、入会希望者へは、学習相談を通じた団体の紹介を行っています。今後も、活発な活動を支援するため、団体活動に関する相談や活動

の周知への協力、新たな団体を創設する際の助言など社会教育関係団体の活性化に一層取り組んでまいりますという答弁をさせていただきました。

最後に、堀越秀生委員でございます。基本構想を見据えた教育行政についてということで2項目のご質問でございます。1点目が、人口が増加していく状況を踏まえ、今後の小中学校・幼稚園の配置・再編についてどのように考えるか。2点目が、現在の小学校の通学区域は、通学時における子供の安全確保の視点からは課題があるので、通学区域の再編について検討すべきという、2項目の質問でございました。

教育長答弁といたしましては、まず1点目でございます。教育委員会では就学前児童数の増加への対応として、必要な施設の改修や教室整備などを行ってきた。これまでと同様に、既存施設を活用し、良好な教育環境の整備に全力で対応してまいりたいというご答弁をさせていただきました。2点目の通学区域の再編については、各小学校の児童数・学級数、通学区域の広さなどから、ほぼ適正であると認識をしており、児童の通学における安全安心の確保は、大変重要なことと認識をしており、通学路における交通規制や横断歩道の設置などを警察と協議の上行っているほか、学校安全ボランティアや、保護者、地域の方々による見守りを実施し、さまざまな安全安心の確保策を講じているところでございます。通学区域の再編につきましては、これまで学校が培ってきた地域との関係や歴史的経緯を十分に尊重する必要があるとともに、保護者や学校、地域への影響が大きいことを勘案すると、慎重な対応が必要であるという答弁をさせていただきました。

長くなりましたが、報告については以上でございます。

矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 それでは庶務課のアについては報告どおり了承いたします。

(2) 学務課 イ

(3) 放課後対策担当 エ

矢下教育長 次に、学務課のイを議題といたします。なお、関連する放課後対策担当のエについても一括して議題といたします。まず、学務課長、報告をお願いします。

学務課長 それでは、通学路における点検の実施結果についてご説明いたします。資料10をご覧ください。

まず項番1、ブロック塀等に関する調査でございます。(1)の実施期間でございますが、平成30年7月19日から10月12日までの期間でございます。実施校は、区立小学校全19校、調査の参加者は、各学校の通学路担当者及び学務課担当者でございます。

調査内容でございますが、学校において調査をしていただいたブロック塀等につきまして、現地に赴いて、ブロック塀や石塀については、塀の高さや亀裂、傾きの有無等、現況の確認をいたしました。また、そのほか古い建造物や工作物等につきましても、目視によ

り、危険性の有無についての確認を行ってございます。

(5) 実施結果です。ブロック塀をはじめとする塀に関するものは、調査箇所が全部で108カ所。その内、対策が必要と思われる箇所が68カ所で行ってまいりました。また、そのほかといたしまして建造物等が入りますが、こちらは60カ所の調査について、そのうち対策が必要と思われるところが10カ所という結果になってございます。

資料を1枚おめくりいただいたところに学校別の実施結果を参考の1として表にまとめて掲載しておりますので、ご確認ください。

資料の1ページにお戻りいただきまして、(6)の対応でございまして、教育委員会及び学校では、改めて登下校時の安全指導の徹底を図るなど、まず児童の安全確保に努めてまいります。また、調査結果といたしまして、ブロック塀等の所在地、状況、それから写真等の情報提供を関係部署に対して行い、必要な対策の実施の協力をお願いしております。なお、建築課におきましては、1級建築士によるブロック塀等の調査を行ってまいりまして、こちらで建築基準法との適合性の確認等を進めておるところでございまして、

お手数ですが、資料の裏面をご覧ください。項番の2、防犯の観点による合同点検でございまして、(1)の実施期間は本年9月10日から9月28日、実施校は区立小学校全19校でございまして、参加者は各学校の通学路担当者、また、加えて、各学校の保護者の代表、各警察署、それから児童保育課及び学務課の担当職員でございまして、(4)の点検内容でございまして、通学路に加えまして、学校からこどもクラブ及び児童館までの経路も含めまして、実際に現地に赴き、人通りの状況・路上の資格、街路灯の有無、付近に助けを求められるような住宅等があるかなどの点検を行い、対策の必要性、及び対策の内容についての確認を行いました。(5)に実施結果をまとめてございまして、通学路、こどもクラブ等とあわせて、全部で109カ所の点検カ所、そのうち対策が必要な箇所として65カ所としております。(6)の表で対策が必要な箇所と思われるところの具体的な対策内容を掲載させていただいております。警察官によるパトロールの強化、こども110番の取り組みの強化等、対応してまいります。なおこちらは、1カ所につき複数の対応策が検討されているところもございまして、合計が65カ所となっております。

最後に(7)の対応でございまして、合同点検の結果、必要とされた対策内容につきましては、既に関係機関に情報の共有を行ってまいりまして、この対策案に基づいて今後安全対策を順次速やかに行ってまいるところでございまして、

長くなりましたが、ご説明は以上でございまして、よろしくお願いたします。

矢下教育長 次に放課後対策担当課長、報告をお願いします。

放課後対策担当課長 それでは、報告事項工、こどもクラブ等の経路における点検の実施結果についてご説明をいたします。資料12をご確認ください。

項番1、ブロック塀等に関する調査でございまして、(1)実施期間は記載のとおりです。(2)実施施設は全23こどもクラブと全8児童館で、(3)参加者は施設の職員でございまして、(4)調査内容ですが、区内の全こどもクラブと全児童館の運営事業者に依頼し、各

小学校から施設までの経路上にある、ブロック塀や石塀について、高さ、亀裂、傾き等を調査いたしました。その他、経路上にある古い建造物や道幅の狭い道路など、危険と思われる場所についても同時に調査を行いました。（５）実施結果といたしましては、ブロック塀等は44カ所、その他の危険と思われる場所は74カ所ございました。この結果につきましては、学務課、建築課及びこどもクラブと児童館の運営事業者に情報提供を行いました。

項番2、防犯の観点による合同点検です。（１）実施期間は記載のとおりです。（２）実施施設は全23こどもクラブと全8児童館で、（３）参加者は各学校通学路担当者、各学校保護者代表、各警察署、学務課、児童保育課放課後対策担当でございます。

裏面をご覧ください。（４）点検内容ですが、区内の全こどもクラブと全児童館の運営事業者に依頼し、各小学校から施設までの経路上、及び施設周辺において、過去に不審者情報があった場所や見通しが悪い場所など、防犯の観点から危険と思われる場所を調査いたしました。

この報告結果を踏まえ、学務課、児童保育課放課後対策担当及び、小学校、PTA、警察署と連携しながらの学校の通学路を含めた109カ所について合同点検を実施いたしました。また、学校の通学に含まれない箇所につきましては、放課後対策担当にて自主点検を実施いたしました。（５）実施結果といたしましては、全施設からの報告箇所は55カ所あり、そのうち39カ所について合同点検を実施し、16カ所について自主点検を実施いたしました。先ほど学務課の報告にもございましたが、本調査結果に基づき、合同点検参加者で協議を行い、65カ所において防犯対策の強化が必要との意見が出され、こども110番の取り組みの強化や警察官によるパトロールの強化などの対策を講じることとなり、現在、警察・学校・道路管理者等による安全対策が順次行われております。

項番3、対応策です。これらの調査結果を踏まえ、全こどもクラブ、児童館に対して、必要に応じて学校から施設までの経路の見直しと施設利用児童への安全指導の徹底、国が作成しております、安全点検リストに基づく地域安全マップを作成し、利用者への周知を要請いたしました。また、保護者に対しましては、施設からの帰宅経路の見直しを依頼し、こどもクラブ在籍児童及び、ランドセル来館利用児童45名から帰宅経路変更の申請をいただいております。調査結果の内訳を参考といたしまして添付しておりますので、後ほどご確認ください。

報告は以上です。よろしく願いいたします。

矢下教育長 ただいまの学務課及び放課後対策担当の報告につきまして、何かご質問はございませんか。

垣内委員 資料の10ですけれども、このブロック塀で対策が必要と思われる箇所は、ブロック塀等が68カ所、その他10カ所。これは今後どういうふうになるんですか。それからもう一つ防犯のところ、2ページの項番2の（６）で、その他（児童への安全指導の徹底等）という、その他が多いんですけれども、その他、いろいろなことがあるのかもし

ないんですけど、これは具体的にどんなことをされる予定なんですか。この2点をちょっとお伺いします。

学務課長 まず1点目についてですが、こちらにつきましては、先ほどの対応のところ、ちょっと簡単にご説明をしてしまいましたけれども、実際に対策が必要だというところで考えられるところに関しましては、所管であります建築課を中心に情報提供をさせていただいて、また建築課のほうでも今、独自に通学路に関する調査を専門的見地からやっ

ていただいているというところがあります。

そのところを合わせて、実際に危険性が確認できた部分に関しては、所有者に対して何等か、その改善に関するご協力をお願いをしていただいき、最終的には、そこが解消されれば、危険は解消という形になるかと思います。

ただ、すぐにできるものとそうでないものというのがあるかと思いますので、そのあたりにつきましては、やはり安全指導等をしながら、事故のないようにそのところの通学路を使用していくということで考えているところでございます。

垣内委員 ちょっと道を変えとかですか。

学務課長 通学路の変更はやはり、なかなかいろいろな意味で条件的に難しいこともございますので、垣内委員ご指摘のように、どうしてもその危険が解消できなくて、そのまま通学路として維持するとなると問題だという状況があれば、そこに関しては、つけかえということも選択肢としては考えてまいります。

それから、2点目でございます。防犯の観点のところのその他のところでございますが、こちら、総件数として40件上げてございますが、大半のところ、こちらの児童への安全指導の徹底というところをまずやるということが大半を占めてございます。加えて、いろいろその状況によって、物理的に変更がしづらいようなもの、すぐ上に歩車道の区別がございまして、こういったほどの大がかりじゃないけれども、何かほかの方法で対応するというのが難しいといったものに関しては、まずは指導の徹底から入り、何等かの形で先ほどの通学路のつけかえではございませんが、そういったところに関しても必要かどうかは引き続き検討はしていきたいということで対応させていただくものでございます。

末廣委員 いいですか。今のところですが、ブロック塀の建築基準法等との適合性の確認を進めていると。それでもし適合性がないといった場合に、その所有者にどういうことが区として言えるのか。あるいはどういうことができるのかというのは、ある程度検討なさっているんですか。

学務課長 こちらはそれこそ専門の所管になります、建築課のほうを通してという対応にはなるとは思いますけれども、まずは法の基準に適合していないというものであれば、それはやはり違法建築物ということになるかと思っておりますので、それに関する何等かの是正を申し入れるということがまずできるのかなと思っております。ただ、強制力というところがどこまであるかということになると、またちょっと別の視点になってくるかと思っておりますので、やはり所有者のご理解、ご協力といったところが必要になってくるものではあります。

末廣委員 前の大きな問題になりましたけど、塀が危ないってわかってて放置しちゃって、それで子供が亡くなったというのがありますが、そういうのはやっぱり本当に真剣に考えていかないと、また同じようなことが起こり得ますよね。やっぱりそういう、どうしても強制力がなくて変わらないんだったら、もうそこは通らないとかね。いろいろとあると思うんです、非常に難しいことがたくさんあると思うんですけれども、やはり子供の安全のためには、できるだけことは区としてもやっていくという姿勢が必要だと思うんですけどね。

高森委員 10と12の資料、それぞれ共通しているところなのですけれども、多分理由があったと思うのですが、防犯の観点による合同の点検、実際に参加した方々の中に、こちらからは最初から警察が入っているのですよね。ところが通学路の点検は、本来はじめから参加者に例えば建築課の担当者だとか、1級建築士がいれば、より厳密に調査ができたと思うのですが、それができなかった理由は何かありますでしょうか。

学務課長 ご指摘のとおり、帯同していただければということではあったところでありました。ただ、当時、建築課のほうでは、通学路のみならず、区全域の状況の確認等についてどのような対応をとるかといったところの検討等も行わなきゃならないということもございましたし、あと、今やっていただいています、実際は業務を委託して1級建築士のチームによる調査ということにやりましたが、こういった形での対応ということを判断していくというようなところもちょうど時期的に被っていたことがございました。また、なるべく速やかにこの調査をやらなきゃいけないということもございましたので、今回は我々の目で、普段関わっている人間の目を見て、そこでつかまえた情報を専門のところ提供して、そちらでフォローしていただくという形で、何等かいい対応が取ればということであるという結論で動きました。

高森委員 よくわかりました。早速動いていただいたということで、それはありがたいことだと思います。恐らく、今回発見された箇所以上に問題の箇所がこれから見つかると思うので、そういったときには、例えばそのブロック塀の所有者がある程度わかっている場合には、そういった方々への連絡を取るやり方は、行政側からするのか、学校側からするのか、こういったルートでしていくのでしょうか。

学務課長 基本的にはやはり専門的な調査に基づいて、例えば先ほどの建築基準法等の適合性とか、そういった観点からのご指導と言いますか、お話をいれさせていただくということが重要かと思しますので、基本は所管課になります建築課が中心の対応にはなるものと考えます。特に学校ですとか教育委員会からやはり個人の方にとというのはなかなか、直接的には権限もございませんので難しいところもありますので、そこは専門的なところからの対応をまずお願いしたいと思っています。

高森委員 実際にその該当するブロック塀等を管理している方からすると、行政側からそういった指導というか依頼があったということで、それはわかるのだけれども、学校側からも、例えば通学路であるからというような、そういった働きかけというのが何かでき

ないかなと思うんですね。通学路なので、ここはぜひお願いをしたいというような。学校側からですね。あるいは教育委員会から。できればより一層効果があるのではないかと
思うのですけれど。

学務課長 確かに高森委員ご指摘のとおり、違う視点から当事者である学校から、あるいは教育委員会からというところの効果というのもあるかと思います。ただ、やはり、日常的な関係性の問題等もございますので、なかなか、こういう表現は難しいのですが、言いつらいところもあるかもしれないといったこともありますので、ちょっと方法は学校とまた、調査の結果、また、対策の状況を見ながら検討してみたいと思います。

高森委員 あるいは個別ではなくても、区全体にそういった形で周知して、少しでも耳に入ったり、目にとまるような形で、自発的なご協力を促すような取り組みをなさったらどうでしょうか。ポスターを張るとかですね。そうしたこともまたお考えいただければと思うのですけれど。

矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 それでは、学務課のイ及び放課後対策担当の工については、報告どおり了承願います。

(2) 学務課 ウ

矢下教育長 次に学務課のウについて、学務課長、報告をお願いします。

学務課長 それでは、台東区自然の村施設の譲渡後の区民利用についてご説明いたします。資料は11をご覧ください。

はじめに、項番1の施設の概要でございます。表は、左側に台東区自然の村施設ということで、これまでのあわの山荘の様子、それから、右側には、現在鹿沼市のほうで検討している内容につきまして掲載をさせていただいております。まず、名称は台東区自然の村施設が、今後は鹿沼市前日光あわの山荘となる予定でございます。開設は平成31年4月1日ということで、譲渡後、4月、新年度から鹿沼市の運営となります。利用対象者につきましては、これまで台東区のアワの山荘の場合には区内在住または在勤者ということで限定をしておりましたが、鹿沼市の施設になりますと、一般的な観光施設となり、制限はございません。

開館日は、これまで週末と祝日、夏休みといった期間を開館しておりましたが、鹿沼市のほうでは、一律に毎週金曜日から月曜日ということで、泊まれるのは金曜日・土曜日・日曜日というところで運営をして行くということです。

その次の予約に関しましては、基本的には一緒になっております。利用日が所属する月の3カ月前の1日からの受付となっております。ただし、台東区の場合は、まず先行で予約の期間がございまして、その中で競合した場合は抽選で利用者を決めておりましたが、鹿沼市のほうは先着順ということに変わります。予約の申し込み方法につきましても、台

東区では私どもの窓口、それから電話、インターネットの公共施設予約システムでの予約が可能でしたが、鹿沼市のほうは、電話での受付ということになってまいります。利用料金の支払い方法に関しましては、これまでは前払いでありましたが、今度は利用当日現地での支払いという形に変わります。使用料につきましては細かく分かれておりますが、それぞれ対比させて書かせていただいております。山荘の和室はゲストハウスというふうに変更、今までは部屋単位で使用料が発生してございましたが、今度は1人、人数単位での使用料となります。その他ログハウス等についても同様の考え方が適用されているところと、バーベキュー場やキャンプの関係のところに関しましては、それぞれ個別に金額設定がなされております。

それからその下の食事のところになりますが、これまでは朝食・昼食・夕食ともに提供させていただいておりましたが、鹿沼市の運営になりますと、こちらの提供はなくなり、基本的には自炊、もしくは隣接する前日光つつじの湯という日帰り温泉施設がありますが、こちらのレストランの使用ということになってまいります。

それから利用時間につきましては、記載のとおりでございます。新たにデイキャンプというのが、日中のキャンプ場の利用というのが持ち上がってございます。

続きまして裏面の区民の利用方法でございます。こちらにつきましては、譲渡に当たり、台東区民が一定の期間、これまでどおりまた優先的に利用できるような対応をとということで鹿沼市と協議をしております。今度の表は、左側に鹿沼市の対応を、それから右側に台東区民の4月以降の利用の方法ということで書かせていただいております。

利用対象につきましては、これまでどおり、区内在住または在勤者ということで、台東区民利用としてはやっております。予約期間は先ほどの鹿沼市の設定した形で、3カ月前の1日から利用日の7日前までの先着順ということになります。それから、予約開始から数日は区民用に宿泊施設の一部を取り置きすることで優先予約の形をとらせていただくことにしております。これにつきましては、ゲストハウスの1室及びログハウスを1棟くらいのところで、今調整を進めております。また、区の教育委員会の共催事業としてやらせていただいております親子キャンプにつきましては、予約開始前に鹿沼市と日程等の調整をして確保していく予定でございます。

利用方法につきましては、先ほど申し上げたように、電話予約に変わります。つつじの湯のほうに電話で直接お申し込みいただきます。利用の受付に関しましては、当日利用申請書と利用者名簿を提出、さらに区民利用の場合には区民であることを証明するものを合わせて提示していただくこととなります。

それから支払い、使用料の支払い方法は現地、現金でお支払いいただきます。使用料の設定は、左側が先ほどご説明した鹿沼市の料金設定、それから右側がこれまでの台東区の設定でございますが、当面の間、台東区のこの料金設定で実際に使用していただけるようにしてまいります。

項番3の周知方法でございますが、区民への周知は、この後、区の窓口やホームページ、

それから広報たいとうの12月20日号を使って行ってまいります。最後に今後のスケジュールでございますが、第4回定例会の区民文教委員会に報告をさせていただいた後、区民利用の周知を速やかにはじめ、1月からは4月利用分の予約の受付が始まります。31年3月には正式に自然の村施設が台東区としては廃止になり、4月からは鹿沼市のほうでの運営が始まるという予定でございます。

長くなりましたが、ご報告は以上でございます。

矢下教育長 ただいまの学務課の報告につきまして、何かご質問はございませんか。

垣内委員 お尋ねしてよろしいですか。直近のデータでいいんですけども、どのくらいの方が、区民の方がここを利用されているんですか。

学務課長 今年度8月末で閉館してしまいましたので、昨年度なんですけど、概ね年間で1,400名くらいでございます。

高森委員 自然の村のほうですね。

学務課長 はい。自然の村のほうでございます。

高森委員 使用料の据え置き期間はどのくらいまで考えていらっしゃいますか。

学務課長 こちらにつきましては、運営者が変わる、サービス内容が変わる、料金が変わるということで、状況が激変してしまわないようにということで一定の期間対応させていただきたいと考えておりますが、概ね、数年間ということ考えておまして、現状、利用状況などを見ながら決めて参りたいと思っております。

高森委員 名称の読み方ですけど、「かぬましまえにっこう」でいいのですか。前後してすみません。

学務課長 「まえにっこう」と読みます。ちょうど日光の手前の位置のエリアに存しているということで、あのあたりは「まえにっこう」という言われ方をしておまして、先ほど申し込み先になります、つつじの湯という施設も、前日光つつじの湯という名称でやっておられるところでございます。

矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 それでは、学務課のウについては、報告どおり了承願います。

3 平成30年12月の行事予定について

平成30年度修了式・卒業式等の日程について

矢下教育長 次に12月行事予定及び修了式・卒業式等の日程について、庶務課長、報告をお願いします。

庶務課長 それでは、平成30年12月の教育委員会行事予定について報告させていただきます。資料13をご覧ください。

12月でございますが、教育委員会定例会が6日木曜日、18日火曜日、いずれも2時から教育委員会室で予定されていますので、よろしく願いいたします。また、12月1日でござ

いますが、田原幼稚園50周年記念式典。そのほか、12月については各事業が予定されています。また、記載のとおり、各教育委員の先生方にご挨拶等をお願いしているところがございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、平成30年度の修了式・卒業式等の日程についてでございます。今回、保育園の修了お祝い会の日程が確定いたしましたので、改めて小中学校の予定とともに日時の報告をさせていただきます。

保育園につきましては、修了お祝い会を平成31年3月13日水曜日の午前10時から取り行うことになりました。また、既にご案内させていただいているところでございますが、幼稚園の修了式は平成31年3月15日金曜日、中学校については、3月20日水曜日、小学校については3月22日金曜日、いずれも午前10時から開始を予定しているところでございます。また、参列の依頼については後日ご依頼をさせていただこうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

私からの報告は以上でございます。

矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 それでは、12月の行事予定及び修了式・卒業式等の日程については、報告どおり了承いたします。

4 その他

- ・区民文教委員会における教育委員会に関する審議等概要について
- ・平成30年第3回区議会定例会決算特別委員会における審議事項等について
- ・子育て支援特別委員会における教育委員会に関する審議等概要について

矢下教育長 次に、その他事項についてでございます。

お手元に資料を配付させていただいております。後ほどご覧いただければと思いますが、ご質問や補足の説明などはございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 その他、何かございますか。

(なし)

矢下教育長 以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後3時13分 閉会